

准看護婦養成所の運営に関する指導要領

准看護婦養成所(以下「養成所」という)の運営に関する指導については、保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号、以下「法」という)及び保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号、以下「指定規則」という)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 学則に関する事項

学則は、養成所ごとに定めること。ただし、保健婦課程、助産婦課程又は看護婦課程を併設する養成所にあつては、これらの課程を総合して学則を定めて差し支えないこと。

第2 学生に関する事項

1. 入学の選考
 - (1) 入学資格の認定は、法及び指定規則に基づき適正に行うこと。
 - (2) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等の資料に基づき適正に行うこと。
2. 卒業の認定
 - (1) 学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること。
 - (2) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めないこと。
 - (3) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1以内であっても、各学科及び実習に係る出席時間数が指定規則に定める時間数に満たない者については、時間外における補習又は卒業の延期等の方法によって必要な補習を行った上で卒業を認めること。

第3 教員に関する事項

1. 専任教員及び教務主任
 - (1) 専任教員となることのできる者は、次の各号に該当する者であること。
 - ア. 高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

- イ. 看護婦学校養成所を卒業した者
 - ウ. 看護婦として5年以上業務に従事した者
 - エ. 専任教員として必要な研修を受けた者又は准看護婦の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者
- (2) 教員は、1の課程に限り専任教員となることができること。
 - (3) 専任教員は、各学年各学級ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。
 - (4) 専任教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。
 - (5) 教務主任となることのできる者は、(1)に該当する者であつて、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア. 専任教員の経験を3年以上有する者
 - イ. 看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者
 - ウ. 看護業務経験が通算10年以上の者であつて、看護教育に関する経験を通算5年以上有し、かつ、教育上適当な実績を有するもの
 - エ. アからウまでの各号の者と同等以上の学識経験を有すると認められる者
2. 実習調整者
 - (1) 実習計画の作成、実習施設間の調整及び実習評価表の管理等を行う者(以下「実習調整者」という)が定められていること。
 - (2) 実習調整者となることのできる者は、1-(1)-アからエまでに該当する者であること。
 3. 実習指導者
 - (1) 実習指導者となることのできる者は、担当する科目について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けたものであること。
 - (2) 実習施設において実習指導者を確保できない場合は、養成所に専任の実習指導者を置くよう努めること。

4. その他の教員

各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。

第4 教育に関する事項

1. 指定規則別表4に定める各授業科目の教科内容は、別表1を標準とすること。

2. 教育実施上の留意事項

(1) 「基礎科目」中の「その他」については、各養成所において科目を設定すること。

(2) 臨床実習は、原則として昼間に行うこと。

第5 施設設備に関する事項

1. 教室等

(1) 学級数に相当する専用の普通教室を有すること。

ただし、看護婦課程の教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の普通教室を兼用することができること。

(2) 専門科目の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。

(3) グループ討議を行うのに必要な演習室を設けることが望ましいこと。

(4) 調理実習室、実験室及び図書室については、他の適当な施設と兼用することは差し支えないが、設備、面積、使用に当たっての時間的制約、立地条件等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には専用のものとする。

(5) 校舎の各室は、採光、換気が適当であり、学生の学習環境にふさわしい考慮が払われていること。

2. 教室等の面積

(1) 普通教室の面積は、学生1人当たりおおむね1.7㎡以上とし、かつ、1教室の面積は34㎡以上であること。

(2) 実習室の面積は、おおむね1ベッド当たり11.0㎡以上の広さを有すること。実習室には、給湯・給水、沐浴槽、手術用手洗い等の設備及び機械器具、

リネン類等を格納する場所を備えることとし、これらについては、別に適当な広さを確保すること。

(3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。

3. 機械器具、標本、模型及び図書

(1) 教育上必要な機械器具、標本、模型は、別表2に掲げるものを有すること。

(2) 図書は、1課程当たり基礎科目関係500冊以上、専門基礎及び専門科目関係1000冊以上、学術雑誌10種類以上を標準として、定員数に応じて整備すること。

(3) 機械器具、標本、模型及び図書は、適当数を補充し、充実に努めること。

第7 実習施設に関する事項

1. 主たる実習病院は、次の条件を具備していること。

(1) 病床5床に対し1人以上の看護職員(保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦をいう。以下同じ)が配置されていること。

(2) 看護組織が明確に定められていること。

(3) 看護基準、看護手順が作成され活用されていること。

(4) 看護に関する諸記録が適正に行われていること。

(5) 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者を配置すること。

(6) 看護職員に対する現任教育訓練(院内・院外)が計画的に実施されていること。

2. 実習施設である診療所は、次の条件を具備していること。

(1) 看護手順が作成され、活用されていること。

(2) 看護婦が配置されていること。

第8 管理及び維持経営に関する事項

1. 管理組織を明確に定め、かつ十分に機能させること。

2. 養成所開設後も引き続き教育環境を整備するために必要な措置を講じること。

別表 1 授業科目とその教科内容

基礎科目

科目	時間数	教科内容
国語	35	健全な心身の発達と人格形成に役立つよう教授する。
音楽	35	
外国語	35	
保健体育	35	
その他	65	

専門基礎科目

科目	時間数	教科内容
解剖生理	70	人体の構成、形態、機能の概要について教授する。
栄養	35	栄養素の役割、栄養所要量、食事療法の概要について教授する。
薬理	35	薬物の特徴、人体への影響、薬物の取扱いを中心に教授する。
病理	15	病因と病変の概要について教授する。
微生物	35	微生物の概要、感染と生体の反応、滅菌、消毒、無菌操作を中心に教授する。
保健医療	20	医の倫理、公衆衛生と社会保障の概要について教授する。
関係法規	15	保健婦助産婦看護婦法を中心に関連法規の概要について教授する。
精神保健	20	心および性の発達と健康について教授する。

専門科目

科目	時間数	教科内容
基礎看護	245	看護の概要を理解させ、看護の実践に必要な基礎的知識、技術、態度を教授する。
看護概論	35	看護の役割と医療における看護の位置づけを中心に教授する。
基礎看護技術	175	看護実践の基礎となる患者への対応のしかた、日常生活の援助、診療時の補助技術を習得できるよう教授する。
臨床看護概論	35	患者の経過、患者と家族について理解させ、その間に状態に応じた看護、治療や処置に伴う看護の概要を教授する。
成人看護	105	健康障害をもつ成人の特徴を理解し、日常生活の援助と診療の援助について教授する。
老人看護	35	老化現象や健康障害をもつ老人の特徴を理解し、日常生活の援助と診療の援助について教授する。
母子看護	70	出産前後の母児および健康障害をもつ小児の特徴を理解し、日常生活の援助と診療の援助について教授する。
臨床実習	595	「基礎看護」「成人看護」「老人看護」及び「母子看護」で学んだ日常生活の援助と診療の援助を中心に体験させ、看護の実践に必要な知識、技術、態度を習得できるよう教授する。
基礎看護	105	}
成人看護	385	
老人看護		
母子看護		

別表2 機械器具、標本及び模型

品名	数量	品名	数量
ベッド		浣腸用具一式	各種
成人用ベッド	学生5人に1	洗浄用具一式	各種
小児用ベッド	1	処置台またはワゴン	2
新生児用ベッド	1	煮沸消毒器	1
床頭台	ベッド数	消毒缶	各種
オーバーベッドテーブル	ベッド数	手術用手洗い用具一式	2
診察台、椅子	各1	小手術用機械器具	各種
実習用モデル人形		カテーテル類一式	各種
看護実習モデル人形	2	機能訓練用具	
注射訓練モデル	1	車椅子	1
外科用包帯人形	1	歩行補助具	各種
導尿訓練モデル	1	自助具	各種
浣腸訓練モデル	1	各種リネン類	各種
沐浴用人形	2	標本及び模型	各1
看護用具等		人体解剖	
洗面用具一式	ベッド数	人体骨格	
清拭用具一式	ベッド数	血液循環系統	
ケリーパッド	1	頭骨分解	
洗髪車	1	呼吸器	
清拭車	1	消化器	
乳児沐浴用具一式	2	筋肉	
排泄用具一式	各種	妊娠子宮	
電法用具一式	各種	胎児発育順序	
褥瘡予防用具	各種	視聴覚器材等	各1
砂のう	各種	VTR装置一式	
処置用具等	1	教材用ビデオテープ	
包交車	1	スライド映写機	
診察用具一式	1	オーバーヘッドプロジェクター	
計測器一式	1	その他	
救急処置用器材一式	1	ピアノ	1
注射用器具一式	各種		

学会・研究会・講演会などのお知らせ

INFORMATION

看護教育学研究会第1回公開定例会

日時 8月26日(土) 14:00-18:00

会場 KKR東京・竹橋(竹橋会館)

Tel.03-287-2921

地下鉄東西線竹橋駅下車1分

参加費 8,000円

(先着100名で締め切らせていただきます)

シンポジウム (14:00-16:00)

我が国における卒後教育について——大

学卒業生・大学院修了生からのメッセージ

懇親会 (16:10-18:00)

申し込み・問い合わせ

参加を希望される方は下記にお問い合わせ

せ下さい。尚、宿泊をご希望の方は直接
会場にお申し込み下さい。

看護教育学研究会事務局 〒280 千葉市
亥鼻1-8-1 千葉大学看護学部看護教育
学講座 Tel.0472-22-7171・4132

高橋照子(会長 杉森みどり)